

岩手県告示第324号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 北上川

2 指定区間

(1) 左岸 盛岡市玉山区渋民字岩鼻44番16地先（船田橋）から盛岡市玉山区芋田字上武道106番2地先（松川合流点）まで

(2) 右岸 盛岡市玉山区下田字船綱70番5地先（船田橋）から盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先（松川合流点）まで